

2009年8月12日 (水)

## AWG-LCA、AWG KP ハイライト

2009年8月11日 火曜日

火曜日は終日、AWG-LCA及びAWG-KPの下、幾つかの非公式グループが開催され、技術、キャパシティビルディング、資金、緩和、附属書I国の排出削減、潜在的な影響、LULUCF、及び柔軟性メカニズムを含む諸問題について討議が行われた。

### AWG-LCA非公式グループ

技術：午前の非公式セッションでは、進行役のKUMARSINGHが議論を進めるためのツールとして、意見収束が可能な部分と、意見の相違点として認識されている部分をそれぞれ表にして紹介した。

G-77/中国は、テキストの基本理念を取り上げることの利点を強調した。バングラデシュは、迅速に進めることが可能な項目については、優先順位をつけて対応することを提案し、キャパシティビルディング及び資金問題については、最も切迫したニーズを有する国々を重点化しつつ、技術という文脈でセクター別に対応すべきであると述べた。EUは、技術及びキャパシティビルディングについてもっと明確にするよう求め、コペンハーゲンでの取り決めは技術移転とキャパシティビルディングの大幅な増加につながると強調した。

オーストラリア、カナダ、EU、日本が、具体的な問題を取り上げる小グループの設置を支持する一方で、G-77/中国が現時点で小グループを設けることに反対の意を示した。後進途上国 (LDCS) は、まずは大きなグループで主要問題を取り上げ、その後に小グループで括弧書きを削除することに専念できるのではないかと提案した。

カナダは、キャパシティビルディングは横断的な問題であり、それ自体は手段であって目的ではないと強調し、日本および米国の支持を得た。また、日本は、キャパシティビルディングに関する独立したセッションは必要ないと述べた。小島嶼諸国連合 (AOSIS) は、問題を混同させないように、4分の3の時間を技術移転に割り、残りの時間をキャパシティビルディングに割り当てるよう提案した。タンザニアは、キャパシティビルディングだけに議論を集中させる案を支持した。

その後、短い休憩をはさんでグループ別の討議に入ったが、G-77/中国は、意見が収束していると特定された部分のいくつかに対して異議を唱え、目的や原則論を最初に取り上げるべきだと指摘し、資金供与について意見が一致しない部分だと述べた。米国は:技術的ニーズの評価、キャパシティビルディング、および技術面の行動を可能にする環境は別個に取り上げるべき; “インセンティブ・メカニズム” や “技術情報” といった概念については明確化が必要; 行動を監視する機関の必要性に関して意見は収束していない; 資金についての記載部分は資金のセクションに移すべきである等の意見を出した。

サウジアラビアは、条約及びバリ行動計画 (BAP) と矛盾するテキストの削除を支持した。EUは、テキストの余分な部分を減らすことを主張し、意見が食い違う部分に対処する前に信頼醸成のために意見の収束が可能な部分で具体的に進展させていくことを提案した。ブラジルは、意見の相違、収束部分 (DIVERGENCE/CONVERGENCE) という言葉の意味を明確にするよう要請した。ノルウェーは、特に、行動の刺激策やインセンティブ、先進国から途上国に対する支援に関する意見の相違について主要な部分を指摘した。

米国は、協同で行うR&D、技術的ニーズの評価、キャパシティビルディング、技術面の行動を可能にする環境、地域別の技術センターといった面で進展可能なトピックについて議論する方がいいと指摘した。カナダは、技術移転だけを議論するよりも、技術の開発・普及・移転について集中的に議論するべきであると強調した。

米国は、IPR体制の改革に係わる一切の議論、および体制を揺るがし、弱体化させようとするテキスト全てに反対を唱え、表からの削除を要請した。ガーナは、途上国にとってはIPRが問題だとして、バングラデシュ、ウガンダ、インドネシア、アルゼンチン、ボリビアとともに、IPRが技術移転の障害とならないようにIPR体制を修正すべきであると強調した。当該の問題に関する議論を希望する場合は、締約国が非公式ベースで会合を開くことができると進行役のKUMARSINGHが述べた。

緩和: 午前、ZAMMIT CUTAJAR議長の進行で、緩和に関する非公式グループが開催された。事務局より緩和に関する章が紹介され、ZAMMIT CUTAJAR議長からはどのセクションにも該当しなかった提案について締約国からのガイダンスを求めているとの説明があった。

全般的な議論の中で、ブラジルが、G-77/中国の立場から、条約の原則や規定を変更することなく条約の実施を前進させることに専念すべきだとの主張を行い、先進国は、経済全体の排出削減に関する数値目標という約束を担うべきだとして、明確な中期・長期の約束を求めた。G-77/中国は、途上国による国家適切緩和行動 (NAMAS) と先進国による緩和の数値目標という約束は明らかに別個のものであり、

国毎に差別化せず、統一的なやり方で全ての締約国に係わる緩和の貢献を取扱うことがないよう、この点を提案に反映させるべきだと強調した。

インドは、テキストは必要に応じて統合すべきであり、条約と完全に一致していない文言については削除すべきであると提案するとともに、文章の重複を回避するため、提案されている新議定書あるいは合意の実施に関するテキストは、交渉テキストの下で検討するか、COP 15で別途、検討すべきであると示唆した。

オーストラリアは、テキストの共有ビジョンの構成の中で、グローバルな長期目標について、はっきりと明記すべきであると述べた。米国は、タイトルの後に、全ての締約国に共通の行動や戦略について、これらの行動や戦略のモニタリング・報告・検証（MRV）を含めた概要を示すセクションを盛り込むことを提案した。バルバドスは、AOSISの立場から、テキストの構成をバリ行動計画（BAP）との整合性を保たせるよう求め、テキストの構成に関する提案を別文書に移すという案を示唆した。

南アフリカは、アフリカ・グループの立場から、NAMASと炭素市場を関連づけた提案に対する懸念を表明し、先進国によるNAMAのMRV支援にはもっと配慮が必要だと指摘した。タンザニアは、LDCSの立場から、経済全体規模で、すべての先進国により法的拘束力を伴う約束；厳格化した遵守体制；明確な努力の比較可能性；オフセット（相殺）への制限に関する検討を要請した。途上国による緩和については、NAMA実施の手段ならびにそれに係わるMRVが主要課題であると特定した。

先進国による緩和については、EUが、以下の必要性を強調した：交渉を導くための比較可能性の基準；議定書の下での経験と慣行を踏まえたMRV；AWG-KPの議論とのリンケージ。途上国による緩和については、“NAMASのライフサイクル”について検討し、どのようにすれば、効果的なNAMASを策定し、技術や資金供給のニーズを考慮に入れ、支援と行動をマッチさせ、結果の評価を行えるのかという点を議論すべきであると述べた。

カナダは、中期的な排出削減を通じて先進国が先鞭をつけるべき等の具体的なアイデアを巡る意見の収束点を特定し、緩和行動の幅について配慮しつつ努力の比較可能性に関する“全体的な見解”を出すことを要請した。また、世界の排出トレンドの理解を強化するためのMRVと国別インベントリの必要性を強調するとともに、締約国が約束を果たし、信頼を強化できるようにするための遵守・点検制度を求めた。ガボン、コペンハーゲン合意に向けて、信頼と信用が果たす重大な役割について強調した。

サウジアラビア、中国は、条約とその原則について再交渉しようとする試みについて警告を発した。サウジアラビアは、改訂版交渉テキストは、議長と事務局ではなく、むしろ先進国が作成すべきものだと強調した。また、途上国の輸出に対する先進国側の保護主義的措置について反対を唱えた。

中国は、「先進国は、法的拘束力をもつ数値目標を含めてその性質と規模において比較可能な努力を講じるべきである」とし、「先進国にとってのMRVは議定書に基づく規定と手続きを踏まえるべきだ」と述べた。インドネシアは、国内法制の下での排出削減はBAPと相容れないとの見方を強調しつつ、先進国による法的拘束力をもつ数値化された排出削減の約束を求めた。また、中国とともに、NAMASは自主的なものとすべきであり、先進国によるオフセットのために活用することはできないと主張した。中国は、条約のメカニズムを通じてNAMAS支援を提供すべきであると述べた。

チリは、中期・長期目標についての合意のためには、共同努力に全ての国を巻き込む必要があると指摘、NAMASは自主的なもので、資金・技術によって支援されるべきだと述べた。ボリビアは、先進国が大気中に負債を累積させてきたと述べ、この問題の重大性とつり合いの取れた、野心的な排出削減目標への希望を表明した。

日本は、先進国が排出抑制・削減の数値目標(QELROS)という形で中期目標を設定、途上国がNAMASと低炭素成長戦略を策定するという案を支持し、先進国の約束と途上国の行動は関係しており、MRVの対象とすべきであると強調した。

**緩和 (BAPパラ 1(B) (III)):** 午後からは、TONY LA VIÑA (フィリピン)が進行役となり、BAP (REDD-プラス) パラ 1(B) (III)に関する非公式サブグループが行われ、REDD-プラスの目的およびスコープ; 即応活動への資金供与; 完全実施のための資金供与; NAMASとの関係; 国別参照レベル; 準国家レベルのREDD-プラスの行動を含めた諸問題を取り上げることが提案された。また、1週間にわたり、関係国が個々の協議において会合を行い、テキストを作成、締約国に対して頻繁に情報提供を行うための権限を求めた。これについて、締約国は概ね賛同したが、透明性の欠如と多国間プロセスを担保する必要性への懸念が一部から示された。ノルウェーは、かれらの提案の完成に係わる検討を要請した。ツバル、ボリビアとスイスは、討議に先住民を参加させることを強調した。

即応活動段階のための資金供与に関する議論では、オーストラリアとカナダが目的における共通性について取り上げることを提案した。ガイアナ、パプアニューギニアが、成功に向けた資金の中心性について強調しつつ、資金供与に関する議論について支持した。コロンビアは、基金による資金供給先に関する議論と、資金の供給元についての議論に分けることを提案した。インドネシア、スイスをはじめと

する国々がこれを支持し、ブラジルからは適格性ルール検討は複雑になる可能性があるという指摘があったが、資金供給先に関する最初からの議論を求めた。ツバルは、ノルウェー、ザンビアの支持を受け、一つの問題の中に様々な見方を示すために、即応活動および実施に係わる資金供与について検討した。フィリピンは、REDD実施における既存の努力から学ぶべきであると提案した。タンザニアは、REDDの役割は、緩和活動の継続のために地元のコミュニティのインセンティブとなることだと強調した。ニュージーランドは、コペンハーゲンに向けてREDDの詳細について交渉する必要があるのかとの疑問を投げかけた。

**緩和 (BAP パラ (B) (IV)):** 午後には、FARRUKH KHAN (パキスタン)がBAPパラ (B) (IV) (協同的なセクター別アプローチ及びセクター毎の行動)に関する非公式サブグループの進行を行った。テキストで文章の明瞭さが必要な特定の部分について言及し、協同的アプローチでやるべきこと、やってはいけないこと、附属書I国、非附属書I国向けに実施すべきこと、すべての締約国向けにやるべき事などを含めた疑問点に議論を集中させるよう求めた。

日本は、先進国と途上国の双方における排出削減のため、セクター別アプローチが有する潜在力について強調し、それが途上国の技術移転とキャパシティビルディングの促進につながるのだと指摘した。ブラジルは、G-77/中国の立場から、セクターでの行動案は自主的なものとすべきであり、オープンな国際経済システムとの整合性を図るべきであると述べた。サウジアラビアは、条約4.1条(c) (技術移転を含めた、技術の開発・応用・普及)の実施をセクター別アプローチで向上させるべきだとし、セクター別のゴールや数値目標を設定するために活用したり、各国間、各地域間でセクター毎の行動を比較したりするために使うべきではないと述べた。インドは、条約4.1条(c) にすべて提案を関連させるべきだとし、セクター別基準の調和には反対を唱えた。

EUは、セクター別手法は効率および持続可能性を高める機会を与えたとし、それを無視すべきではないと指摘、世界的な合意には海上輸送および航空輸送部門も含めるべきだと述べた。ノルウェーとシンガポールは、国際海事機関(IMO)および国際民間航空機関(ICAO)から最近の活動について最新の情報を提供してもらうよう提案したが、サウジアラビアは、この会議はオブザーバー組織から報告を受けられる場ではないと述べた。インドは、この提案では共通するが差異のある責任をどう取り入れているか、また条約の4.1(c)条とどう関係しているか、両機関は説明するべきだと述べた。IMOは、国際貿易に係る船舶の75%が非附属書I国の船籍であると指摘、これらの船舶への大規模な技術移転の可能性を示唆、市場ベースの手法で得られる資金は途上国での気候変動目的に用いられると述べた。ICAOは、航空輸送と気候変動に関する行動計画について報告した。



アルジェリアはアフリカグループの立場で発言、セクター別アプローチは国レベルで適用するのが最善であるとし、航空輸送部門に関しては、追加の制約条件や増分コストを途上国に課すべきではないと述べた。

オーストラリアは、セクター別アプローチは締約国による義務の達成を助けるが、これが経済全体の約束にとってかわるものとなつてはならず、各国に課すべきものでもないとして述べた。米国は、専門知識はセクターレベルで存在するとし、協力を促進する良い手段を提供すると指摘、技術、適応、緩和のセクションとの重複を指摘した。

ツバルは、セクター別アプローチのセクションを簡素な表現にできないかと発言、バンカー燃料は別として、規範的なものであつてはならず、特定のセクターに焦点を当てるものであつてはならないと述べた。カナダは、重複箇所を指摘、技術に関するセクションとの一貫性を図るよう提案した。進行役のKhanは、5つの疑問点に注目して、各提案やアイデアの目的、範囲、政策ガイドラインを整理する文書を、木曜日までに作成すると述べた。

**資金：**午後、AWG-LCA 副議長の Luiz Machado (ブラジル) は、資金に関する非公式グループ会合の進行役を務めた。同副議長は、事務局に対し、意見の集約が可能な分野および追加審議が必要な分野の表の作成を要請した。同副議長は、資金へのアクセスや配分について指針となる原則を検討する一方、資金の活用方法に関する議論は先に延ばすことを提案した。さらに同副議長は、議題項目として次のものを挙げた：信頼性、公平性、全締約国をバランス良く代表しているか；資金源の調整と一貫性；資金へのアクセスや配分の方法；脆弱な途上国のニーズへの対応。

フィリピンはG-77/中国の立場で発言、締約国に対する資金メカニズムの信頼性、資金募集の必要性、公平性の原則に焦点を当てた。

バングラデシュは、特に最も脆弱な諸国が直接かつ容易にアクセスできる資金源を提供するため、BAPに合致する UNFCCC の資金供与組織が必要だと主張した。バルバドスは AOSIS の立場で発言、気候変動と戦うための資金を増額し、開発計画の実施に資金を提供し、特に小島嶼開発途上国 (SIDS) と後進途上国 (LDCs) が直接かつ簡単に資金へアクセスできるようにすることが必要だと主張した。

米国は、LDC 基金および特別気候変動基金に米国として初めて資金を提供することなど、国内でのいくつかの動きに焦点をあてた。同代表は資金源について、必要な資金規模を確保するため、民間の資金源にも果たせる役割があると主張した。カナダは、民間資金のフローや投資資金を生かす必要があるとし、最貧国および最も脆弱な国のニーズを優先させるとともに、既存の組織や枠組、ネットワークを最大限活用するよう提案した。オーストラリアは、炭素市場、公共部門、民間部門の資金など、全ての資金源が重要であるとし、資金へのアクセスを容易にするべく分散型 (decentralized) の手法をとるよう提案した。

南アフリカはアフリカグループの立場で発言、全ての締約国が資金を提供するべきであるとの表現、あるいは資金源へのアクセスに関して途上国間で差異化を図る可能性を示唆する手法への言及について、不支持を表明した。資金規模について、同代表は、アフリカグループとしては世界の GDP の 1% という資金約束がない限り、資金面での合意には応じられないと明言した。ウガンダは LDCs の立場で発言、不適切な資源を理由にして、国家適応行動計画 (NAPAs) の実施上の困難に焦点を当てた。資金源に関して、同代表は、公共部門の資金を中心とするべきであり、資金の募集においては、気候変動に対する過去の貢献度に比例する公平性を考慮に入れるべきだと述べた。

サウジアラビアは、途上国からの資金の提供を求める文章は、条約の原則に反するとし、資金は、途上国からの輸出に影響を与えかねない税金による資金ではなく、公共部門の資金をベースにするべきだと主張した。中国は、資金源として民間部門に重点をおくことは、資金の予測可能性を損なうとし、資金は公共部門のものとするべきであり、先進国の GDP の少なくとも 0.5-1% とするべきだと述べた。G-77/中国および他の途上国は、資金運用を成功させるとともに、COP による直接統治を可能にするには、MRV が重要だと主張した。

メキシコは、ハイブリッド車を引き合いに出し、資金メカニズムでもハイブリッドにする必要があると指摘、「クルマが適正なスピードで動けるように調整できる多様なエンジンのセット」にするべきだと述べた。

### **AWG-KP 非公式グループ**

**潜在的影響：**午前中、Mama Konaté (マリ) と Andrew Ure (オーストラリア) は、潜在的影響に関する非公式グループの共同議長を務めた。共同議長の Konaté は、AWG-KP 8 から送られてきた文書

(FCCC/KP/AWG/2009/9) について議論することを提案した。数カ国の代表は、COP/MOP 5 での成果がどのような形式になるかを決定するのは時期尚早であり、この文書での何らかの進展を図ることに集中するべきだと述べた。締約国は、この文書の附属書 I に示す文章について、括弧書きごとに議論することで合意した。

締約国は、次の問題に関する表現方法などを議論した：AWG-KP において潜在的影響を検討する根拠になるもの；関連する COP/MOP 決定書ならびに議定書の条項；作業の枠組。検討作業の根拠について、途上国は、条約への言及の削除を提案、この文書は特に議定書に言及するものだと指摘した。南アフリカは G-77/中国の立場で発言、根拠についてのパラグラフは現在の様式のままでは、条件付けや標準化に結びつくとして、懸念を表明した。

作業の枠組について、いくつかの先進国は、現在の様式の繰り返しだと主張したが、G-77/中国は、ポジティブな影響結果は認めるが、途上国に対するネガティブな影響結果を最小限に抑制することをもっと強調するべきだと述べた。ニュージーランドは、この文章には 3 つの異なる考えが含まれていると

指摘：ネガティブな影響結果の削減に向けての進展；緩和行動にはポジティブな影響結果とネガティブな影響結果があること；途上国におけるネガティブな影響が焦点であること。

**その他の問題 (LULUCF)：**午前中、Marcelo Rocha (ブラジル) と Bryan Smith (ニュージーランド) は、LULUCF に関する小グループ会合で共同進行役を務めた。共同進行役の Rocha は、この 1 週間の議論ではデータの提出や CDM 関連の問題、自然のかく乱要素と森林の管理をそれぞれ議論するよう提案した。同進行役は、いくつかの締約国から懸念が表明されたことから、小グループでの会合は行わないと説明、二国間での議論を提案した。

ツバルは、提案されている新しい議定書に LULUCF をどう組み込むか検討する必要があると指摘、コロンビアもこれを支持したが、EU、カナダ、オーストラリアは、このグループで法律上の問題を議論することに懸念を表明した。パプアニューギニアは、土地ベースの算定方法を議論するよう提案した。締約国は、今後の会議の 1 つでこういった問題を話し合うことで合意した。

共同進行役の Smith は、データの提出に関する重要な疑問点を紹介した。締約国は、データ提出の有用性で合意、一部のものは、データは透明性を増し、LULUCF の提案が目標にどう影響するかを明らかにすると指摘した。ガイアナは、附属書 I 諸国に対し、LULUCF がそれぞれの目標値に果たす役割についてデータの提供を求めた。データ提出はバンコックでの AWG-KP 9 の前に行われることが理想だが、データをまとめるには実務上の課題があると多くのものが指摘した。スイスは、多様な規則のシナリオで利用可能な生のデータが必要だと主張した。カナダは、各国がデータを提出する以前に LULUCF の規則の策定が必要かどうか、2 つのタイプのデータについて議論するよう提案した：すなわち、いつでも提供できる基礎データ；そしてより多くの情報を必要とし、バンコックまでに間に合わない可能性が高いシナリオや予測である。ノルウェーは、各国間のデータにおける一貫性を図るには、データの提出要求についての一般指針が必要だと指摘した。

**附属書 I 国排出削減量：**締約国の提出した目標可能性に焦点を当てる技術研究会で、事務局は、締約国の提出する QELROs の可能性に関する情報をまとめた覚書を提出した。その後、締約国は、これらの数値の基となった想定条件について明確な説明を行った。ニュージーランドは、2020 年までに 1990 年比で 10-20% という削減目標の提案について、現在の LULUCF の規則の継続適用を想定しており、国内での緩和行動のコストが高いことから、炭素市場および柔軟性メカニズムへの全面的な依存も想定していると指摘した。同代表は、質問に対する回答の中で、先進的で主要な途上国での行動は、一人当たりの GDP や経済構成、緩和ポテンシャルなど多様な要素を用いて国別に決定されるべきだと述べた。

日本は、2020 年までに 2005 年比で 15% という自国の排出削減目標について説明し、これには柔軟性メカニズムや LULUCF を含めておらず、国内行動のみであることを強調した。同代表は質問に答えて、全ての締約国に一つの基本年を設定することは適当でないと指摘、目標は、各国が自国内の緩和ポテン



シャルを考慮して個別に設定されるべきものではないと述べた。また同代表は、第一約束期間での日本の目標は他の諸国のものと比べて極めて大胆な目標であったことを強調した。

**その他の問題（メカニズム）**：午後、締約国はメカニズムに関する COP/MOP 決定書草案（FCCC/KP/AWG/2009/10/Add. 3）の要素に関する議論を継続した。

LDCs は G-77/中国の立場で発言、韓国、日本、その他とともに、特定のホスト締約国による CDM プロジェクトへのアクセス改善に関するテキスト存続を支持したが、EU は、決定を行わないことを希望した。同代表は、プログラマティック CDM、ベースライン標準化、セクター別メカニズムなど、プロジェクトの地域配分改善に関する代替案を提起した。

CDM プロジェクトの共同便益向上に関し、ブラジル、インド、フィリピン、その他は、決定を行わないことを支持したが、日本、サウジアラビア、クウェート、その他は、共同便益への言及を支持した。いくつかの締約国は、各 CDM プロジェクトに対して特定の共同便益の実証を求めるテキストの削除を支持したが、特定の共同便益を実証する複数のプロジェクトに対する援助のテキストは存続するよう求めた。

CDM における積算（multiplication）係数およびディスカウント係数に関し、日本、中国、クウェート、インド、ブラジル、その他は決定を行わないことを希望した。中国とブラジルは、そのような係数は主観的な特性をもつと主張、クウェート、日本、サウジアラビア、その他は、複雑になることは避ける必要があると指摘した。EU は、ディスカウント係数なしで標準化ベースラインを確定することは難しいと論ずる一方、積算係数には反対した。韓国は、ディスカウント係数および積算係数のどちらも支持し、アルゼンチンは積算係数を支持した。

ホスト締約国を卒業した締約国での CDM プロジェクトの取り扱い方法に関し、中国、ブラジル、フィリピン、その他は決定を行わないことを支持した。ブラジルは、この提案には議定書の改定が必要になると主張、韓国は、これは AWG-KP のマンデートの外のものだと主張した。EU、日本、オーストラリア、ニュージーランドは、この問題への言及を支持、EU は、附属書 I 締約国ではない EU 加盟国での CDM プロジェクトがどうなるか決定する必要があると主張した。EU、その他は、CDM プロジェクトを共同実施プロジェクトに転換すると文章の削除を提案したが、日本はこれに反対した。

京都クレジット単位のキャリーオーバー（繰越、バンキング）に関する制約条件について、ウクライナ、ロシア、その他は、第 3 約束期間以降ではバンキングに制約をつけないことを支持したが、LDCs、AOSIS、スーダン、その他は、現在の制約条件を今後の約束期間にも延長して適用するよう希望した。

廊下にて

火曜日は多数の非公式グループ、小グループの会合が一日中続き、多くの参加者にとり極めて多忙な一日となった。その過程や進展状況についての感想はさまざまであった。「一部の交渉担当者は、非公式な会合が更なる意見交換の場なのか、それとも文書のとりまとめを目的とした交渉の場なのか、混乱していたようだ」とあるものはため息をつき、さらに「一部の締約国は、公式会議が行われない中で文書での進展を図ることに専心する気がないようだ」と続けた。しかし他のものは楽観的で、「今の段階ではまさに予想した通りの展開だ、次のレベルに達するために通らなければならない段階を通過している」と述べた。

AWG-LCA 側では参加者が問題に深くのめり込んできたことから、議長は、夕方、ボン II で始まった議論を続けるべく、成果文書の法的な形式に関する非公式協議を招集した。一部の国、特に途上国中の大国は、依然として「様式はその機能を決めた上でのことだ」と主張し続け、成果文書がどういうものかわからないうちから法的な形式で合意するのは困難だとの言を繰り返し、まさにこの理由のためにコペンハーゲン以前で非公式グループの議論を続けることは無益だと指摘した。しかし他の諸国は、ボン II 以降、話が一向に前に進まず、この問題での合意には道遠しであることへのいらだち感を見せていた。一部の途上国が法的拘束力のある方式を希望すると初めて口にしたことで、立場を変えてきたとコメントするものもいた。一方、特定の先進国の参加者は、既存の法的構成に則って、AWG-LCA の成果を積み上げ、一つの新しい議定書に作れないものか考えていた節がある。一部の途上国の交渉担当者は懸念をもっていたようで、「この問題が解決から程遠いことは確かだ」と述べるものもいた。

**GISPRI 仮訳**

---

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Leila Mead, Anna Schulz, and Matthew Sommerville. The Digital Editor is Tallash Kantai. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development - DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - August 2009 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.